

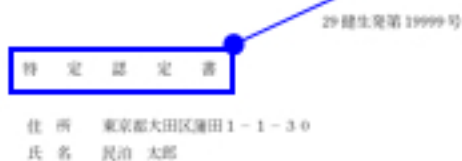
<特定認定書 (特区民泊に則り民泊の登録をされている施設が対象)>



特区民泊に則り、民泊の登録をされている施設については、以下の4要件を全て満たす特定認定書を添付いただく必要があります。
要件を満たしていない画像をお送りいただいた場合、申請者様へ差し替えをお願いすることとなり、結果として通常より登録までのお時間がかかります。

OK例

☑ 書類名が「特定認定書」である



平成26年4月1日付けで申請のあった下記の施設における事業については、国家戦略特別区域法第13条第3項の規定により特定認定します。



☑ 大田区長の押印がある

☑ 施設の名称が申請情報と一致している

- 1 施設の名称 全国旅行支援マンション
- 2 施設の所在地 東京都大田区蒲田

注1 この区分に不届がある場合には、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この区分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

注2 この区分については、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、大田区を被告として（訴訟において大田区を相手方とする。）区分の取消しの訴えを提起することができます。1年を経過すると区分の取消しの訴えを提起できません。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求を知った日の翌日から起算して6か月以内、区分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 施設の名称 **全国旅行支援マンション**
- 2 施設の所在地 **東京都大田区蒲田1-1-1**

☑ 施設の所在地が申請情報と一致している

NG例



× 認定書ではなく認定申請書



× 画像が見切れている